

岡山県公報						発行 岡山県		
目次						担当課（室）		
○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）	総務学事課		○ 令和二年十一月岡山県議会定例会の招集知事指定薬物の指定 保安林の解除予定 〃 〃 保安林の指定の解除 【公告】 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 〃 土地改良区役員の退任届 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧道路の位置の指定 〃 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	財政課 医薬安全課 治山課 〃 〃 〃 県民生活交通課				
○ 落札者等の決定 〃 〃 〃 〃	用度課 〃 〃 〃 〃		○ 岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 【議会】 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 政治団体の名称等の公表 政治団体の代表者等の異動 政治団体の解散 資金管理団体の指定取消し 【公安委員会】 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 （県例規集登載）			総務課 選挙管理委員会 〃 〃 〃 交通企画課		

◎岡山県規則第七十五号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第四号を次のように改める。

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十一条の二第二項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

第一条の二第二項第八号中「第五十四条第三項の被保険者証の被保険者番号及び保険者番号」を「第百六十一条の二第二項に規定する保険者番号及び被保険者番号」に改め、同項第十二号から第十六号までを次のように改める。

十二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

十三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

十四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

十五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百十二条の二第二項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第二項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百九十号

令和2年11月30日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

令和2年11月20日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 メチルⅡ三・三ジメチルⅡ二「二（ペントー四エンーイル）ー一H
ーインダゾールⅢーカルボキサミド」ブタノアート（通称名MDMBー四en
P I N A C A）及びその塩類

2 一 (ニ)メチルー四一「(E)ー三ーフェニルプロパーニエンーイル」
 ピペラジンーイル」ブタンー一オン(通称名ニーmethy一APー二三
 七) 及びその塩類

3 N・N—ジエチル—ニ—〔ニ—（四—イソプロポキシフェニル）メチル〕—五—ニトロ—H—ベンゾ「d」イミダゾール—イル〕エタン—アミン（通称名 I s o t o n i t a z e n e）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがある
と認められるため

附
則

この告示は、令和二年十一月二十一日から施行する。

◎岡山県告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市倉敷ハイツ七四五の四、加須山字油山九九九の四、字丸山一〇一一の八一から一〇一一の八三まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市加須山字油山九九九の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院東字鴻之巣一八二一の四、一八二一の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

玉野市渋川三丁目一二九九の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔五一七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人にのみ新エネルギー普及協議会

三 代表者の氏名

山口 康史

四 主たる事務所の所在地

新見市新見八四九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地球環境問題やエネルギー資源問題に対して、地場産業の面からも地域に適した再生可能エネルギー・省エネルギーシステム及び木材など地域の再生可能資源の活用方法の研究と普及促進に関する事業を行い、地域経済の再生と持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的、名称及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔五一八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年十一月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人元氣交流クラブだけのこの家

三 代表者の氏名

澤 健

四 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東四丁目四番地の四六七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもと高齢者に対して子どもと高齢者の統合ケア事業を行い、子育ての支援や高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、地域の自発的コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項、その他の事業に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔五一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

上原井領土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

有本 嗣郎

倉敷市真備町川辺九六〇―三

理事監

事の別

理事

令和2年11月20日 岡山県公報 第12246号

〔五二〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

北七区支線66号（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和二年十一月二十日から同年十二月十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔五二一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇二八号 令和二年十一月十 一日		都窪郡早島町早島字塩埴二〇九三番 九、二〇九四番三	五・〇一 五・〇二	七〇・三九

〔五二二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第二〇二七号 令和二年十一月十 日	浅口市金光町占見一五六九番三	五・一〇	四三・五二

〔五二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町北西三〇五―七、三〇五―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一四三―一サンフラワーA一〇三

藤本 翔平

三 許可番号

岡山県指令建指第一三二号

〔五二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字通り黒四二三―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二四〇七―三五 一四一―NAMIKI一〇一号室

北條 大直

北條 彩

三 許可番号

岡山県指令建指第一八〇号

〔五二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西阿曾字東桜一九一―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市東阿曾一六二―一

木幡 大和

三 許可番号

岡山県指令建指第二一七号

令和2年11月20日 岡山県公報 第12246号

〔五二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字国府一七一六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一七五八

国府 裕介

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇〇号

〔五二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市西郡字下山田上六八七一、六八七一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿一二二二一二

守安 直樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二一三号

令和2年11月20日 岡山県公報 第12246号

〔五二八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年十一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

フェムト秒レーザシステム 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和二年九月二十五日

四 落札者の名称及び住所

新青山株式会社

岡山市南区西市一一四―八

五 落札金額

三九、九六三、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六三三、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和二年八月十四日

◎岡山県議会告示第五号

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月二十日

岡山県議会議長 波 多 洋 治

第一条の二第一項第四号を次のように改める。

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

第一条の二第二項第八号中「第五十四条第三項の被保険者証の被保険者番号及び保険者番号」を「第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号」に改め、同項第十二号から第十六号までを次のように改める。

十二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

十三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

十四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

十五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

十六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和二年十一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

1 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類
(第一号)

一以上の市町村等
の区域を単位とし
て設けられる支部

届出年月日

立憲民主党岡山県第2区総支部

津村啓介

桑原一

岡山市中区円山一〇七

衆議院議員

○

令和二・一〇・一

立憲民主党岡山県第4区総支部

柚木道義

長家啓太

倉敷市美和二一六一二〇

衆議院議員

○

〃 一〇・二二

一〇二

立憲民主党岡山県第5区総支部

鎌田桂輔

小西利一

新見市哲西町上神代二三四

衆議院議員

○

〃 一〇・九

九

2 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等
の区域を単位とし
て設けられる支部

届出年月日

立憲民主党岡山県総支部連合会

難波奨二

森山幸治

岡山市北区野田三一五一八安井ビル二〇三

○

令和二・一〇・二九

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

佐藤浩後援会

佐藤浩

佐藤浩

倉敷市新倉敷駅前五一二〇三

令和二・一〇・二

辻本たかひろ後援会

辻本高廣

辻本高廣

苫田郡鏡野町奥津川西六九二

〃 一〇・一六

仲田芳人後援会
西村大司後援会
よしむら武司後援会

仲田芳人
西村大司
吉村武司

新持普美子
西村大司
吉村武大

新見市哲多町矢戸三四七五―二
美作市城田五七六
備前市大内四五九―一

〃 〃 〃

一〇・一二
一〇・一四
一〇・七

◎岡山県選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和二年十一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

岩崎清治後援会

岡 孝二 代表者の氏名

新

岡 孝二

旧

岡 本金一郎

異動年月日

令和二・九・二七

岡山県改革協議会

山 田 雅 徳

山 田 雅 徳

森 安 章 文

〃

一〇・二

〃

〃 会計責任者の氏名

森 安 章 文

山 田 雅 徳

〃

〃

金尾やすし後援会

三 宅 積 主たる事務所の所在地

高梁市川上町仁賀七三〇一

高梁市川上町地頭一八五五一一

〃

九・三〇

せのお文彦後援会

妹 尾 嘉 大 代表者の氏名

妹 尾 嘉 大

妹 尾 純 志

〃

一〇・一九

仲田芳人後援会

仲 田 芳 人 会計責任者の氏名

高 橋 哲 司

新 持 普 美 子

〃

一〇・二五

◎岡山県選管告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和二年十一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

立憲民主党岡山県第1区総支部

難波 奨 二

令和二・八・三一

立憲民主党岡山県第5区総支部

鎌田 桂 輔

〃 九・一四

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

西村啓聡後援会

西村 啓 聡

令和二・九・一五

森田仲一後援会

入江 和 郎

〃 一〇・三〇

◎岡山県選管告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和二年十一月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

西村啓聡

資金管理団体の名称

西村啓聡後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和二・九・一五

◎岡山県公安委員会規則第九号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二輪又は三輪の自転車」を「二輪若しくは三輪の自転車又は四輪の普通自転車」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。